5 輸国第3390号

関税割当公表第TWQ-JP32号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく令和6年度の砂糖の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令(平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。)第6条の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」という。)に基づく割当ての対象となる砂糖の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和5年12月14日

農林水產省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品(170112200、170114200、170191000、170199100、170199200、170290110、170290211、170290521、210690221)

砂糖 (CPTPP第2章附属書2-D付録A第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て(TWQ)に掲げるTWQ-JP32の砂糖(以下、「指定糖」という。)であって、関税定率法(明治43年法律第54号)別表第1701.12号の2、第1701.14号の2、第1701.91号および第1701.99号に掲げる物品、同表第1702.90号の1に掲げる物品(分蜜糖に限る。)、同号の2に掲げる物品(分蜜糖のも

のに限る。)、同号の5の(2)のAに掲げる物品並びに第2106.9 0号の2の(2)のAに掲げる物品(分蜜糖のものに限る。)のうち、輸入時において一般に販売されていない製品の開発又は試験的な製造・販売を目的として輸入する物品。以下同じ。)

- 2 合計割当数量 500t
- 3 通関期限 令和7年3月31日
- 第2 関税割当申請書受付の担当課(以下「受付担当課」という。) 農林水産省農産局地域作物課
- 第3 関税割当証明書発給の担当課 農林水産省輸出・国際局国際経済課
- 第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間
 - 1 提出期間(直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。)
 - (1) 令和6年1月9日(火)から同年2月5日(月)まで
 - (2) 令和6年7月16日 (火) から同年7月22日 (月) まで
 - (3) 令和6年12月10日(火)から同年12月16日(月)まで

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日(火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。)までに返還された割当数量の合計(以下「割当可能数量」という。)が1 t 以上ある場合にのみ関税割当申請書等を提出することができる。

なお、(2)及び(3)に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の2週間前の火曜日(火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。)の午後2時までに農林水産省ホームページ(以下「当省ウェブサイト」という。)において公表する。

2 提出時間 直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後 2時から午後4時までとする。

第5 試験開発証明願の提出と事前ヒアリングの実施

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第2章附属書2-Dの日本国の関税率表付録Aの第B節32(a)(ii)の証明書(TWQ-JP32に係る試験開発証明書)の取扱いについて」(平成30年11月6日付け30政統第1284号農林水産省政策統括官通知。以下「試験開発証明取扱通知」という。)に基づき、本公表の別紙「関税割当公表及び試験開発証明取扱通知に係る運用について」)により、申請者は、関税割当申請書の提出前に、受付担当課に試験開発証明取扱通知の提出書類を提出し、受付担当課は事前ヒアリングを実施する。

第6 関税割当申請者の資格

次の全ての要件を満たす者

- 1 指定糖の使用若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行 うことが確実であると認められる個人事業者であることについて、法人に あっては登記事項証明書の目的欄、個人事業者にあっては個人事業の開 業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提 出できる者
- 2 前年度又は本年度において、第16の規定に基づく効力及び交付停止措 置がとられた違反等該当者に当たらない者

第7 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。

- 1 農林水産省共通申請サービスによる提出 農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。
- 2 書面による提出
 - (1) 直接持ち込む場合 受付担当課へ事前に連絡した上で持参する。
 - (2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付するとともに、速やかにその追跡番号を受付担当課に連絡することとする。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局地域作物課 関税割当担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「申請書類(TWQ-JP32)の提出(申請者名)」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載の上、以下の宛先まで第4の1の各提出期間内に送付することとする。

また、電子メール受信の確認のため、送付後速やかに受付担当課(以下の連絡先)まで必ず連絡することとする。添付するファイルは、メール1通当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の(申請者名)の後に(分割番号/通し番号)を付すこととする。

宛 先:tariff_rapd@maff.go.jp

連絡先:03-6744-2116

第8 提出書類

- 1 関税割当申請書(省令別記様式第1)
- 2 法人の場合は、登記事項証明書(写し)(個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。))

なお、令和6年度に2件又は2期以上受付担当課に関税割当申請書を提出する場合であって、2の書類の内容に変更がない場合においては、2件目以降は2の書類の添付を必要としない。

3 関税割当申請書類表(別添様式1)

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

4 残余数量破棄に係る誓約書(別添様式2)

ただし、農林水産省共通申請サービスの場合は、農林水産省共通申請サービスの申請画面上に掲載する誓約書の内容を確認の上、同意したことによって提出したものとみなす。

5 関税割当証明書の写し

第4の1の(2)又は(3)の期間に関税割当申請書を提出する場合であって、令和6年度に割当てを受けており、返納していない関税割当証明書がある場合は、当該関税割当証明書の写しを提出することとする。

なお、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) の申告添付登録 (MSX) を利用している場合は、直近の 関税割当証明書 (裏落) 内容照会情報を印刷し、添付するものとする。

第9 申請上限数量及び割当基準

申請者に対する割当数量は、次のとおりとし、その詳細は別紙「関税割当公表及び試験開発証明取扱通知に係る運用について」によるものとする。

1 第4の1の(1)に掲げる期間

1申請者当たりの申請数量は、令和6年度の使用計画数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。

なお、1つの使用計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、 重複していることを確認したすべての関税割当申請書を無効とする。

- (1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合 各申請者に対して申請数量を割り当てる。
- (2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合 提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる(合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。)。

なお、抽選の実施については、令和6年2月8日(木)午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第4の1の(2)及び(3)に掲げる各期間

第4の1の(2)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、使用計画数量(令和6年8月初日から令和7年3月末日までの間)又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限、第4の1の(3)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、使用計画数量(令和7年1月初日から同年3月末日までの間)又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。

また、既に割当てを受けている申請者の使用計画数量は、使用計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

なお、1つの使用計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、 重複していることを確認したすべての関税割当申請書を無効とする。

- (1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合 各申請者に対して申請数量を割り当てる。
- (2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる(割当可能数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に割当可能数量の残数量を割り当てる。)。

なお、抽選の実施については、第4の1の(2)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和6年7月25日(木)午後2時まで、第4の1の(3)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和6年12月19日(木)午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

3 1及び2に掲げる割当数量は、輸入時において一般に販売されていない 製品の開発又は試験的な製造・販売を目的として輸入する物品の数量とす る。

第10 割当結果の通知及び関税割当証明書の交付

1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の4月1日付で発給する(ただし、令和5年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者は、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。)ものとし、第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日又は抽選を実施する日のいずれか遅い日の翌日から起算して15日(行政機関の休日は算入しない。)以内に発給するものとする。

なお、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、 割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとと もに、申請者に対し、割り当てられた数量を、当該年度の4月1日(行政 機関の休日の場合はその直前の開庁日)までに連絡するものとする。第4 の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関 税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとと もに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日(第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については4月1日)以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。

第11 公表

- 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。
 - (1) 割り当てた数量
 - (2) 返還された数量
 - (3) 消化(割当)率(第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てた数量)
 - (4) 再割当てに供する数量(割当可能数量)
 - (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付 書類に含まれる個人情報は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請 内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。 ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第12 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに違 反した場合又は虚偽の申告若しくは報告(省令又は本公表に定める申請書、 関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するもの に限る。)をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第13 独立行政法人農畜産業振興機構との売買契約の遵守

割当てを受けた者は、指定糖を本邦に輸入し保税地域に搬入してから通関手続きを行うまでの間に、独立行政法人農畜産業振興機構と砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)に基づく指定糖の売買契約(以下「機構売買契約」という。)を結ぶ。

第14 計画外使用があった場合の取扱い

- 1 指定糖の全部又は一部について、試験開発証明取扱通知に基づき農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)に提出のあった試験開発計画書に記載された用途以外の用途に使用(以下「計画外使用」という。)した場合には、関税割当てにより輸入した指定糖の全量について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第4条第3号に基づく機構売買契約が解除される旨の条件に該当しなくなる。
- 2 1の場合において、農産局長は、税関長に対して、計画外使用の事実の報告を行うものとし、割当てを受けた者は、関税割当てにより輸入した指定糖の全量に係る関税法上の手続について、税関長の指示に従うものとする。

第15 関税割当証明書の返納

- 1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。
 - (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
 - (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
 - (3) 割当数量を全て消化したとき。
 - (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
 - (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。
- 2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、 それぞれに対応する書類を受付担当課に提出するものとする。
 - (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合「関税割当数量の返還について」(別添様式3)
 - (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」(経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について(平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。)記載要領様式第1)

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第16 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項(以下「違反等事項」という。)に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者(以下「違反等事項該当者」という。)に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない(以下「効力及び交付停止措置」という。)こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告(省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書 に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。)を したとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、
遡及して無効となることがある。

第17 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその添付書類の提出部数 並びに割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数はそ れぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更その他の事 由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、記載要領に よるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」 の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 5 割当てを受けた物品については、必要に応じその輸入、使用状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力しなければならない。

関税割当公表及び試験開発証明取扱通知に係る運用について

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく令和6年度の砂糖の関税割当てについて(令和5年12月14日付け5輸国第3390号関税割当公表第TWQ-JP32号。以下「関税割当公表」という。)及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第2章附属書2-Dの日本国の関税率表付録Aの第B節32(a)(ii)の証明書(TWQ-JP32に係る試験開発証明書)の取扱いについて(平成30年11月6日付け30政統第1284号農林水産省政策統括官通知。以下「試験開発証明取扱通知」という。)の試験開発証明書の発給に係る各手続については、下記により行うこととする。

- 1 合計割当数量 500 t
- 2 事前ヒアリングの実施

本関税割当は、一般に販売されていない製品の開発や試験的な製造・販売を目的として輸入する物品に限定されていることから、申請・審査業務の円滑化を図るため、以下に掲げる期間に事前ヒアリングを実施する。

- (1) ヒアリングの実施期間(行政機関の休日を除く。)
 - ア 令和6年1月5日(金)から同年1月24日(水)まで
 - イ 令和6年7月3日(水)から同年7月12日(金)まで
 - ウ 令和6年11月27日(水)から同年12月9日(月)まで

ただし、イ及びウの期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び3の(1)のイ又はウに掲げる関税割当等の申請書類の提出期間の開始日の3週間前の火曜日(火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。)までに返還された割当数量の合計(以下「割当可能数量」という。)が1 t 以上ある場合にのみ実施する。

なお、3の(1)のイ及びウに掲げる関税割当等の申請書類の提出期間に おける再受付実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開 始日の2週間前の火曜日(火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開 庁日。)の午後2時までに農林水産省ホームページ(以下「当省ウェブサ イト」という。)において公表する。

- (2) ヒアリングの実施時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで
- (3) ヒアリングの実施内容
 - ア 使用方法
 - イ 使用期間
 - ウ 成果物の取扱い
 - エ 評価方法
- 3 関税割当等の申請書類の提出期間等

関税割当公表に定める提出書類及び試験開発証明取扱通知に定める提出書類(以下「関税割当等の申請書類」という。)については、以下に掲げる期間に提出することができる。

(1) 関税割当等の申請書類の提出期間

ア 令和6年1月9日 (火) から同年2月5日 (月) まで

イ 令和6年7月16日(火)から同年7月22日(月)まで

ウ 令和6年12月10日(火)から同年12月16日(月)まで

ただし、イ及びウの期間にあっては、割当可能数量が1 t 以上ある場合にのみ関税割当等の申請書類を提出することができる。

(2) 関税割当等の申請書類の提出方法

関税割当公表の第7の1から3のいずれかの方法により提出することができる。

- 4 割当基準
 - (1) 3の(1)のアに掲げる期間

1申請者当たりの申請数量は、令和6年度の使用計画数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。

なお、1つの使用計画に対して重複した関税割当申請書を提出した 者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

- ア 申請数量の総計が1に掲げる合計割当数量以下となる場合 各申請者に対して申請数量を割り当てる。
- イ 申請数量の総計が1に掲げる合計割当数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を 定め、上位の者から割り当てる(合計割当数量の残数量が申請順の 次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計 割当数量の残数量を割り当てる。)。

なお、抽選の実施については、令和6年2月8日(木)午後2時 までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

(2) 3の(1)のイ及びウに掲げる各期間

3の(1)のイに掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、使用計画数量(令和6年8月初日から令和7年3月末日までの間)又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限、3の(1)のウに掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、使用計画数量(令和7年1月初日から同年3月末日までの間)又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。

また、既に割当てを受けている申請者の使用計画数量は、使用計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

なお、1つの使用計画に対して重複した関税割当申請書を提出した 者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

ア 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

イ 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を 定め、上位の者から割り当てる(割当可能数量の残数量が申請順の 次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に割当 可能数量の残数量を割り当てる。)。

なお、抽選の実施については、3の(1)のイに掲げる期間に行われた申請にあっては令和6年7月25日(木)午後2時まで、3の(1)のウに掲げる期間に行われた申請にあっては令和6年12月19日(木)午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

- 5 関税割当証明書及び試験開発証明書の交付
 - (1) 関税割当証明書及び試験開発証明書は、3の(1)のアに掲げる期間に行われた申請については、当該年度の4月1日付で発給する(ただし、令和5年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者に対しては、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。)ものとし、3の(1)のイ及びウに掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日又は抽選を実施する日のいずれか遅い日の翌日から起算して15日(行政機関の休日は算入しない。)以内に発給するものとする。

なお、関税割当証明書の発給に際しては、3の(1)のアに掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、当該年度の4月1日(行政機関の休日の場合はその直前の開庁日)までに連絡するものとする。また、3の(1)のイ及びウに掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

(2) 関税割当証明書及び試験開発証明書の郵送等による交付

関税割当証明書及び試験開発証明書の交付は、(1)の発給の日以降、 原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。